

ポジティブリスト制度について Q&A (平成18年3月)

【制度全般について】

- 1 ポジティブリスト制度とはどのような制度ですか
- 2 食品に残留する農薬等に関する規制が現行からどのように変わるのですか
- 3 ポジティブリスト制度が導入された経緯について教えてください
- 4 いつから施行されるのですか
- 5 ポジティブリスト制度の対象となる物質は何ですか
- 6 ポジティブリスト制度の対象となる食品は何ですか
- 7 食品添加物は本制度の対象となりますか
- 8 環境汚染物質は本制度の対象となりますか
- 9 本制度についてこれまでの審議の経緯について教えてください
- 10 本制度の導入について内閣府食品安全委員会が調査審議が行われたと聞きましたが内容を教えてください
- 11 この制度の周知についてどのようなことが行われていますか
- 12 海外の国々への情報提供についてどのようなことを行っていますか
- 13 農薬等の名称は何に基づく名称ですか
- 14 この制度の導入により、農薬の使用方法や使用可能な農薬の種類などが変わりますか
- 15 この制度が施行されると残留基準が設定されていない農薬を含む食品の輸入はできなくなるのか
- 16 本制度の導入でこれまで通知等で示されていた、暫定残留規制値及び暫定許容基準等の扱いはどうなりますか
- 17 基準が設けられた物質すべての検査が必要ですか
- 18 流通業者から、基準が設けられた物質すべての検査を求められた場合はどうすればよいですか
- 19 食品製造用等に用いられる水(いわゆる「飲用適」の水)は、ポジティブリスト制度の対象となりますか
- 20 清涼飲料水の原水は、ポジティブリスト制度の対象となりますか
- 21 天然の魚介類から農薬等が検出された場合はどうなりますか
- 22 厚生労働省から各業界に「検査の必要性はない」と通知する予定はありますか
- 23 検査・分析を行えば食品の安全は担保できますか
- 24 生産者から適切な管理を行っている事実を証明してもらえない場合、購入者はどのような方法で確認をすればよいですか
- 25 残留基準が定められている農薬等以外の農薬等が検出された場合、行政当局はどのように判断されますか
- 26 抗生物質及び合成抗菌剤であるか否かはどのように判断すればよいでしょうか
- 27 検疫所、自治体及び保健所に相談窓口等は設置されますか

【新たに設定した残留基準について】

- 28 今回新たに設定した基準の設定方法を教えてください
- 29 暫定基準の設定に米国、EU等の基準を参考にしたものがありますが、どうしてこれらの国を参照国として選んだのですか
- 30 ポジティブリスト制度の導入にあたり、なぜ多くの農薬等、食品に残留基準を設定したのですか
- 31 残留基準の設定されていない農薬等については使用してはいけないのですか
- 32 今回新たに設定された基準を今後見直していくと聞きましたがどのように行うのですか
- 33 不検出という基準が設定された15農薬等の選定根拠は何ですか
- 34 本制度の導入にあたり何らかの食品に残留基準を設定した農薬等はいくつありますか
- 35 複数の外国基準を採用する場合にその平均値を用いていますがその理由を教えてください
- 36 収穫後使用される防かび剤についてどのような基準を設定したのですか
- 37 既に設定された基準について、より厳しい基準が設定されたものはありますか
- 38 同一農薬が異なる食品中に残留し、その合計量が許容摂取量を超えて摂取し続けるというリスクも考慮された上で暫定基準を設定されるのですか
- 39 ポジティブリスト上の農薬等の残留濃度について、自主検査を行う場合の分析機関や分析方法などについて教えてください

- 40 今回新たに基準を設定した農薬等については内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を受けていないとききましたが本当ですか
- 41 今回新たに設定された基準の法的な意義はどうですか
- 42 暫定基準とは何ですか
- 43 暫定基準の設定の際の類型6-1~6-4について教えてください
- 44 暫定基準の参考とした国際基準や参照国の基準が変わった場合はどうするのですか
- 45 ほうれん草や小松菜など、同じような食べ物で基準値が違うのはなぜですか
- 46 抗生物質及び合成抗菌剤についての残留基準の考え方は教えて下さい
- 47 「不検出」の基準について、分析精度が今後向上したら数値の設定を行いますか
- 48 「不検出」と抗生物質及び抗菌性物質の「含有してはならない」の基準の違いは何ですか

【告示について】

- 49 告示で現行の基準と今回新たに設定した基準を分けて記載した理由は何ですか
- 50 自然に含有する物質とはどのようなものがありますか
- 51 どうして自然に含まれる物質に関する規定(一般規則8)を設けたのですか
- 52 自然に含有する物質に関する法違反の判断について教えてください
- 53 今回、抗生物質と合成抗菌剤の取扱いが変わったと聞きましたがどのようになったのですか
- 54 家庭用殺虫剤(作物用途でない成分)が検出された場合、その食品の扱いはどうなるのですか
- 55 本制度は平成18年5月29日から施行ですが、生鮮食品や加工食品の新たな基準への適用の考え方について教えてください
- 56 現行の基準がある農薬等で名称の整理を行ったものがありますが、どのようなものがあります
- 57 現行の食品中の残留基準がある農薬等に関して、今回、新設された食品規格と整合性をとるために改正を行ったものはありますか
- 58 本制度は農薬等が化学的に変化して生成する物質も含まれますが、その範囲について教えてください

【いわゆる対象外物質について】

- 59 対象外物質はどのような基準で選定したのですか
- 60 対象外物質は今後も指定するのですか
- 61 対象外物質の規定を設けた理由は何ですか
- 62 特定農薬である天敵(微生物を含む)を「対象外物質」から除外した理由を教えてください
- 63 砂糖、塩、食酢等、過去の対象外物質(案)において、対象外物質リストに記載されていた物質は食品としてポジティブリスト制度の対象外になるのですか

【いわゆる一律基準について】

- 64 一律基準とは何ですか
- 65 一律基準はどのように設定したのですか
- 66 一律基準を設定している国は他にあるのですか
- 67 一律基準が適用される対象にはどのようなものがありますか
- 68 ある農作物で一律基準が適用される農薬について一律基準を超える農薬が確認された場合、行政的にどのような措置がとれますか
- 69 残留基準の定まっていない農薬等は食品中には残留してはならない(いわゆるゼロ規制)とする規制にしなかったのはなぜですか
- 70 一律基準を超える農薬等が検出された食品は危ないのでしょうか。
- 71 抗生物質及び合成抗菌剤以外の動物用医薬品(寄生虫駆除剤、ホルモン剤等)で残留基準が設定されていないものは一律基準が適用されますか

【加工食品について】

- 72 加工食品も本制度の対象となるのですか
- 73 食品添加物は本制度の対象外となりますが、加工食品で検出された農薬等が食品添加物由来であった場合どのように取り扱われますか
- 74 原材料である農畜産物で残留基準を超えていることが明らかである場合、それらを使用した加工食品について農薬の残留がなくとも当該加工食品は処分の対象となりますか
- 75 非常に高度に加工され、農薬等の残留がないことが明らかな食品も本制度の対象になりますか

- 76 加工食品について基準の適用はどのように考えればいいでしょうか
- 77 オレンジジュースを希釈して清涼飲料水を製造するように、原料が加工食品であり、この加工食品について残留基準が定まっている場合の取扱いはどうなるのですか
- 78 ミネラルウォーターについて農薬等の残留基準はどのようになっていますか
- 79 使用原料の安全性の検証をどのように行えばいいのでしょうか。仮に、全ての農薬等の検査を行うと費用もかなりかかると思われます
- 80 業界団体で加工係数を検討していますが、基準への適合性の判断に用いることは可能ですか
- 81 本制度において「製造され、又は加工された食品」とはどのような食品をいうのですか
- 82 冷凍ほうれん草及びブランチング野菜などは、加工食品に該当するものと思われませんが、食品規格の適合の可否はどのように判断されるのでしょうか
- 83 加工食品にも基準が設けられたのですか
- 84 制度施行(平成18年5月29日)前に製造した加工食品は、どのような扱いになるのでしょうか
- 85 制度施行(平成18年5月29日)前に生産・製造された原材料で加工食品を製造した場合、どのような扱いになるのでしょうか
- 86 加工食品そのものの分析法が明示されていないものにあつては、各原材料の分析値を準備しておく必要があるのか
- 87 乾燥野菜、植物油のように乾燥や抽出の工程において残留農薬の濃縮が考えられる加工食品の扱いについて、加工係数または、移行係数をどのように勘案するのですか

【試験法について】

- 88 現在どれくらいの物質について試験法が開発されていますか
- 89 試験法はどこで開発しているのですか
- 90 分析に用いる標準品は入手できますか
- 91 試験法の開発の今後の予定はどのようになっていますか
- 92 試験法はどこに掲載されていますか
- 93 多くの物質の試験法は通知で示されていますが、必ずこの方法で実施しなければいけないので
- 94 通知で示された試験法と告示で示されている試験法はなにが違うのですか
- 95 試験法の検出限界や定量限界は示されていますか
- 96 分析値をもって基準への適合性を判定する際に有効数字について教えてください
- 97 「茶」の分析における抽出法について熱湯抽出か有機溶媒抽出なのか教えてください
- 98 加工食品に対する試験法も検討されているのですか
- 99 通知で示されている試験法以外の試験法を用いる場合、どのような試験法であればいいのですか
- 100 分析の際の食品の採取の仕方などの手順は国や地方自治体で統一されていますか
- 101 ロットの考え方を教えてください
- 102 野菜か果実かはどのように判断すればよいのでしょうか
- 103 花を食用とする場合、どの分類になるのでしょうか(菜の花、桜の花など)
- 104 桜の葉、柏の葉など木の葉はどの分類になるのでしょうか

【食品の分類について】

- 105 今回、にら、たけのこ、チンゲンサイが独立した分類になりましたがその理由はなんですか
- 106 スパイスについて新たな分類ができましたが、その定義を教えてください
- 107 ハーブについて新たな分類ができましたが、その定義を教えてください
- 108 スパイスとして取り扱う食品にはどのようなものがありますか。またそれ以外の食品はどのように取り扱うのですか
- 109 ハーブとして取り扱う食品にはどのようなものがありますか。またそれ以外の食品はどのように取り扱うのですか
- 110 厚生省告示で「その他のスパイス」、「その他のハーブ」という分類になっていますがなぜ「その他の…」という表記になっているのですか
- 111 「その他のスパイス」と「その他の乾燥スパイス」との関係を教えてください
- 112 スパイスとして分類されている食品で「その他のスパイス」の基準が適用されない食品にどのようなものがありますか
- 113 ハーブとして分類されている食品で「その他のハーブ」の基準が適用されない食品にどのようなものがありますか
- 114 みかんの皮(いわゆる陳皮)はどこに分類されますか

115 「その他の乾燥スパイス」の残留基準は何に基づくものですか

116 カエル、カタツムリ、昆虫(ハチノコ、イナゴなど)はどこに分類されますか

117 コンブ、ワカメ等の海藻はどこに分類されますか

【食品健康影響評価について】

118 今回新たに基準を設定した農薬等についての再評価について教えてください

119 今回設定した一律基準や対象外物質についても食品安全委員会に評価を依頼するのですか

【インポートトレランスについて】

120 海外で使用されている農薬等について残留基準を新たに設定して欲しい場合や現行の基準を改定して欲しい場合どのような手続きがありますか

【監視体制について】

121 一律基準で規制されている加工食品以外の農畜水産物について一律基準を超える農薬が検出された場合どのように措置が講じられますか

122 ポジティブリスト制度の導入で国内や輸入食品の監視はどのようにかわりますか

123 トレースができない農産物原料(特に果汁関係)についての対応方法について教えてください

124 ドリフトにより使用してないはずの農薬が検出された場合の行政機関の対応について教えてください

125 ポジティブリスト制度導入により、輸入時の手続にどのような変更が生じるでしょうか

126 行政検査は、一斉分析法あるいは個別分析法のいずれによる方法ですか

127 飼料に含まれていた農作物由来の農薬が食肉等から検出した場合、第一義的に責任はその食品等の販売者にありますか

128 食品の種類ごとに測定する農薬等の項目は明示されますか。それとも測定項目は明示されず、都度ランダムに検査されるのですか

129 一律基準を複数回超えた場合にも、命令検査に移行するのですか

130 残留基準を超えても、ADIから見てその数値が十分小さいものは、回収しなくてもよいのでしょうか

131 厚生労働省と都道府県の検査方法、検査項目および違反した場合の措置は整合が取れていますか

132 事業者の自主検査で基準を超える農薬等が確認された場合、どのように対応すればよろしいでしょうか

【事業者の自主管理等について】

133 本制度の施行にあたり食品等事業者はどのような管理を行うべきなのでしょう

134 分析費用が高いため、国による費用の補助や税制優遇等の制度の導入予定はありますか

135 自主検査を実施する際のポイントは何か

【情報収集について】

136 海外の農薬の使用状況や残留基準について入手したいのですがどうすればよいですか

137 ポジティブリスト制度の導入について、食品等事業者(特に農林産物生産者)への周知方法について御教示下さい

138 輸入する加工食品に残存する農薬等について、事前にどのような情報を収集しておく必要があるでしょうか

139 国や都道府県等が実施した残留農薬等の検査結果は入手することは可能ですか

140 各国に情報提供した結果、日本向けの食品に対しての各国の具体的にどのように対応するか開示していただけますか